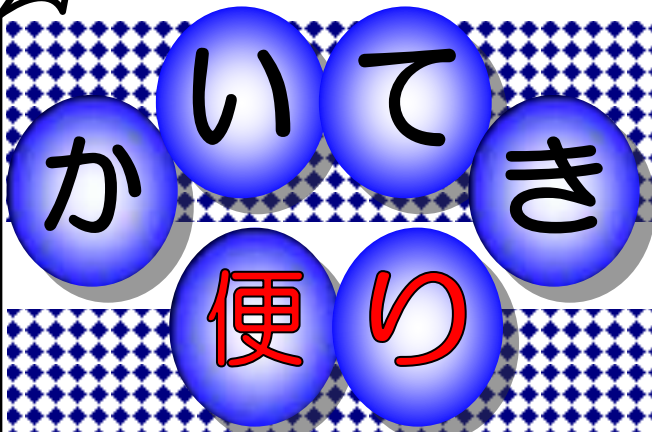


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX



平成30年 1月1日発行 第162号

「新年の挨拶」

○ 報酬算定・運営基準

「平成29年度後期分特定事業所集中減算に係る件数の取扱いについて(定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち、訪問看護サービスを外部連携で行っている場合の特例)」

「指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行します《平成30年4月1日より》」

○ お知らせ

「高齢者施設に関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)」を開催します！～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～

「ロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業 普及報告会を開催します！」

「訪問看護フェスティバルのご案内(平成30年1月13日(土)開催)」

「訪問看護ステーションに対する個別経営相談会の追加開催を予定しています」

「平成29年度 訪問介護にかかる支援策について」

「お年玉代わりの投資話。高齢者のふところが狙われています。福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」

○ 新年の挨拶

新年あけましておめでとうございます。

今年は、介護報酬改定が行われ、4月には第7期の介護保険事業計画期間がスタートします。

昨年12月には、社会保障審議会介護給付費分科会において、平成30年度介護報酬改定に向けて「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」、「多様な人材の確保と生産性の向上」、「介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」の4つの基本的考え方が示され、とりまとめに向けた議論もいよいよ大詰めとなっています。

都においても、第7期の高齢者保健福祉計画策定に向けた議論の中で、学識経験者、保険医療・福祉関係者、被保険者・利用者・都民代表などそれぞれのお立場から様々な御意見・御提案をいただきながら、今後3年間において都が取り組むべき施策を明らかにする作業を進めております。

具体的には、介護サービス基盤の整備、介護人材対策の推進、在宅療養の推進等により、各区市町村が行う介護保険事業の適正かつ円滑な実施に向けた支援を行ってまいります。

超高齢社会を迎えた東京において、利用者が安心して介護サービスを利用し、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保険者及び事業者の皆様と力を合わせて様々な取組を進めてまいりますので、本年もよろしくお願いたします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 粉川 貴司

○ 平成29年度後期分特定事業所集中減算に係る件数の取扱いについて (定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち、訪問看護サービスを外部連携で行っている場合の特例)

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算については、現行の制度ではケアプラン上に位置付けられた各サービスの全ての件数を計上して、減算に該当するかどうかを判断することとされています。

一方で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスのうち、訪問看護のサービスを連携先の訪問看護事業所が行う形態（いわゆる外部連携型）については、連携先の訪問看護事業所もケアプラン上に位置付けることとなっていますが、その連携先は定期巡回サービスの事業所によってあらかじめ定められております。

そこで、集中減算の趣旨を鑑みて、都内居宅介護支援事業所における平成29年度後期分の審査においては、外部連携型の連携先として位置付けられている訪問看護事業所に限り、集中減算を判定する上でのケアプラン数として計上しないものとして取り扱います。

外部連携型の定期巡回サービスを位置付けている居宅介護支援事業所が集中減算の届出を行う際は、連携先の訪問看護事業所は件数から除いて計算していただくよう、お願いいたします。

本取扱いについては、近日中に下記東京都ホームページ上のQ&Aにも掲載する予定ですので、併せて御確認をお願いいたします。

【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法上の届出等>特定事業所集中減算（平成28年前期分以降）

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/27_gensan.html

【お問合せ先】介護保険課介護事業者担当 TEL:03-5320-4593

○ 指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行します ≪平成30年4月1日より≫

平成30年4月1日より指定居宅介護支援事業所の指定権限が区市町村へ移行します。これに伴い、事業者の指定や届出の受付等は、事業所がある場所の区市町村が行います。

(平成30年4月1日より区市町村が行う事務の例)

- ・ 居宅介護支援事業者の指定、指定更新
- ・ 変更届、休止届又は廃止届の收受
- ・ 指定居宅介護支援事業所に対する勧告、命令及び指定取り消し等 など

なお、事業所所在地の区市町村以外の被保険者へのサービス提供は引続き可能です。

詳細は以下のホームページにも掲載しておりますので御確認下さい。

【東京都福祉保健局ホームページ】

⇒高齢者>介護保険>東京都介護サービス情報>指定後の届出・手続き・通知等>1 居宅介護支援

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/1_kyotakusien.html)

【お問合せ先】介護保険課介護事業者担当 TEL03-5320-4593

○ 「**高齢者施設に関する施設整備費補助制度説明会（土地所有者向け）**」を開催します！ ～あなたの土地を高齢者の「すまい」に有効活用しませんか？～

東京都では、高齢者が安心して生活できるすまいを確保するため、認知症高齢者グループホームや都市型軽費老人ホーム等の整備を進めています。

地価の高い東京で、こうした取組を進めていくためには、土地の確保が重要課題となります。この度、土地・建物所有者の皆様にご理解を深めていただき、その用地としての有効活用を考慮いただくため、施設整備の補助制度等について、以下のとおり説明会を開催することといたしました。

都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方は、ぜひ御参加ください。

■開催日時 平成30年2月6日(火曜日)午後2時から午後3時30分まで ※第一本庁舎1階北側の「説明会参加者専用受付」にて、開始30分前から受付を行います。

■場所 東京都庁第一本庁舎5階大会議場(新宿区西新宿二丁目8番1号)

■対象 都内に土地・建物をお持ちの方、オーナー型補助制度に関心のある方

■説明内容 認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、介護専用型有料老人ホーム、ショートステイ、特別養護老人ホームの補助制度について

■申込 申込書を以下のホームページからダウンロードの上、FAX03-5388-1391へ。

■申込期限 平成30年1月23日(火曜日)

【問合せ先】 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備担当
TEL03-5320-4321

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都福祉保健局>高齢者>高齢者施設>認知症高齢者グループホーム(認知症対応型共同生活介護)>「高齢者施設に関する施設整備費補助制度説明会(土地所有者向け)」の開催について

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/guruho/sumai-setsumeikai30.html>

○ ロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業 普及報告会を開催します！

東京都では、ロボット介護機器・福祉用具の適切な使用方法や効果的な導入方法を検証・普及するため、平成28年度からロボット介護機器・福祉用具活用支援モデル事業を開始しています。

この度、本事業の成果を報告するために、下記のとおり普及報告会を開催することとしました。ロボット介護機器等の導入や活用に関心のある事業所におかれましては、この機会に是非ご参加ください。

- 1 開催日時 平成30年3月20日（火曜日） 午後2時00分から午後5時00分まで
- 2 会場 ベルサール新宿セントラルパーク
(新宿区西新宿六丁目13番1号 新宿セントラルパークシティ内住友不動産新宿セントラルパークビル1F)
- 3 対象者 東京都内に所在する介護事業者、関係団体、行政職員等
- 4 参加費 無料
- 5 参加申込方法

下記のいずれかの方法にて**平成30年1月31日(水曜日)**までにお申し込みください。

(1) メール又は往復はがき

①氏名、②勤務先住所、③電話番号、④FAX番号、⑤メールアドレス、⑥法人名、⑦事業所名・役職、⑧サービス種別、⑨車いす利用の有無、⑩点字資料、拡大文字資料や手話通訳、要約筆記等の希望の有無をご記入いただき、下記までご送付ください。

【送付先住所】〒169-0075

東京都新宿区高田馬場1-29-7 スカイパレスビル305

株式会社ナッソーインターナショナル内 普及報告会事務局

【送付先メールアドレス】info@nassau-int.net

(2) FAX

専用の「申込用紙」に必要事項をご記入の上、下記までお申し込みください。

申込用紙は下記のURLからダウンロードしてください。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisaku/robot/robotmodel.html>

【送付先FAX番号】03-5155-3976

6 申込み後の流れ

応募多数の場合には抽選となります。参加の可否については、締切後1週間程度でメール、往復はがき又はFAXにてお知らせします。

7 プログラム（予定）

時間	内容
12:00	開場 ・モデル施設に導入されたロボット介護機器等の展示・体験ができます。
14:00	開会・挨拶
14:25～ 15:25	第一部 基調講演 講師：モデル事業アドバイザー（株式会社NTTデータ経営研究所）
15:40～ 17:00	第二部 事例報告・パネルディスカッション ① 社会福祉法人 友愛十字会 特別養護老人ホーム 砧ホーム ② 医療法人社団 幹人会 介護老人保健施設 ユニット菜の花

- 8 お問い合わせ先 株式会社ナッソーインターナショナル 電話03-5155-3975

○訪問看護フェスティバルのご案内(平成30年1月13日(土)開催)

都民の方や看護師等の方を対象に、訪問看護の実際や重要性、その魅力をPRし、理解促進と人材確保を図るイベントを開催します！今年は「がん」をテーマに、以下のとおり実施します。

日時等	<p>【日時】平成30年1月13日(土曜日) 午後1時～5時まで(開場午前12時) 【場所】東京都庁 第一本庁舎 5階 大会議場 【費用】無料 【対象】どなたでも参加可</p>
プログラム	<p>● 基調講演「対談 がん患者さんを様々なステージで支える」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 向山雄人氏 (東京がんサポーターズケアクリニック 院長) ・訪問看護師 秋山正子氏 (株式会社ケアーズ代表取締役/白十字訪問看護ステーション統括所長/暮らしの保健室室長/マギーズ東京センター長) <p>● 「生きるを支える訪問看護」</p> <p>第一部 寸劇 「家に帰りたい……ダメですか？」—あるがん患者さんの話—</p> <p>第二部 公開座談会</p> <p>登壇者：ご家族、訪問看護師、グループホーム職員</p> <p>● ミニ交流集会 「訪問看護師に聞いてみよう！仕事の実際」</p> <p>● その他(12時～17時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示 ……医療・介護用品(介護用ベッド、介護用食品、紙おむつ、ポケットエコーなど) ・訪問看護の紹介…活動の実際、制度利用、訪問看護ステーションの紹介など ・相談会 ……介護相談・進路相談・就業相談
申込方法	<p>東京都看護協会ホームページ・往復はがき・FAX から(事前申込期限:1月9日(火)必着)</p> <p>詳細は下記ホームページをご覧ください。 東京都看護協会 HP ホーム > 都民の皆様へ > 訪問看護 > 訪問看護フェスティバル http://www.tna.or.jp/index.php/for_tokyoites/care_support/festival/ ※席に余裕がある場合は当日参加も可能ですが、なるべく事前にお申込みください。</p>

 訪問看護フェスティバル

【お問合せ先】介護保険課 訪問看護推進担当 TEL:03-5320-4267

訪問看護フェスティバル
 — Only One の看護 2017 —

開催日 平成30年 **1月13日**(土) 13:00～17:00

会場 東京都庁第一本庁舎 5階 大会議場 **参加無料**

お知らせ

○訪問看護ステーションに対する個別経営相談会の追加開催を予定しています。

東京都では、都における訪問看護ステーションの経営基盤の強化を支援することにより、訪問看護ステーションの安定的な経営を推進し、もって在宅における療養環境の向上と地域包括ケアの推進を図ることを目的として、都内訪問看護ステーションに対する経営に関する個別相談会を行っています。

今年度は、すでに10月と11月に開催したところですが、2月16日（金）に1日限定で追加開催を予定しています。詳細は、1月10日に東京都のホームページに掲載しますのでご確認ください。

【対象者】

- ・ 都内訪問看護ステーションの経営者・管理者・事務担当者の方
- ・ 訪問看護ステーションの開業を検討している方

【開催日時】

平成30年2月16日（金） ※1日限定です。

各回共通 10時00分 ～ 17時15分 / 各事業所 1時間

【東京都福祉保健局ホームページ】

高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業>訪問看護ステーションに対する個別経営相談会事業
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/kobetusoudan.html>)

【問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267

お知らせ

○平成29年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成29年度も補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

	事業名	申請期限等
補助金事業	認定看護師資格取得支援事業 対象分野: 訪問看護・皮膚排泄ケア・認知症看護・緩和ケア	締切：2月9日(金) 今年度最終です！
	訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 ①研修参加時の代替 ②産休・育休・介休取得時の代替	
	訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 ★右記期限によらず、 <u>雇用する前に申請が必要です</u>	

【編集兼発行】 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395

その他の取組

事業名	申請期限等
東京都訪問看護教育ステーション	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">申込み受付中</div> 都内9か所から13か所に拡大して実施中! 体験研修等の受講を希望する場合は、各教育ステーションへ直接お申込みください

東京都訪問看護教育ステーション事業 『新任訪問看護師交流会』の開催

【目的】 本交流会は、新任訪問看護師同士の交流や、経験豊富な訪問看護師の方々からの新任訪問看護師への助言等を行う事を目的に開催します。

【対象】 訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師の方

【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、**下記交流会実施ステーションへFAXで直接お申込みください。**

その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

	実施(教育)ステーション・「テーマ」等	日時・会場等	お申込み先
第8回	板橋区医師会訪問看護ステーション 「いきいきと看護を続けるために」 ① 自分で自分をケアしよう ② 日頃のモヤモヤを解消しよう 講師:ピラティス講師 土田 路代氏 ☆当日は動きやすい服装でお越しください	1月30日(火)18:00～19:30 会場:板橋区医師会在宅医療センター内 住所:板橋区高島平 2-32-2-107 (都営三田線高島平駅下車徒歩 5分程度)	板橋区医師会訪問看護ステーション FAX 03-5921-0480 締切 1月19日(金)
第9回	山の上ナースステーション 第1部 ミニレクチャー 「制度改正で何が変わる?わかりやすく解説します」 第2部 交流会 「地域で繋がる...日頃の悩みや不安を解決して、楽しく訪問看護を」	2月16日(金)18:30～20:00 会場:山の上ナースステーション 2階 住所:日野市豊田3-24-4 ノムラメディカルビル (JR中央線豊田駅下車徒歩 5分程度)	山の上ナースステーション FAX 042-843-2883 締切 2月9日(金)

今年度は上記2回で終了です。(第7回までは終了しました。)

訪問看護フェスティバルの開催 ((公社)東京都看護協会へ委託)	H30年1月13日(土) 都庁5階大会議場 申込受付中 (締切1月9日必着) ★詳細はホームページをご覧ください。当日参加も可能ですが、なるべく事前にお申込みください。
-------------------------------------	--

【ホームページ】 東京都福祉保健局ホームページ > 高齢者 > 介護保険 > **訪問看護推進総合事業**
 (http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html)



【お問合せ先】 介護保険課 訪問看護推進担当 TEL:03-5320-4267 FAX:03-5388-1425

お知らせ

○お年玉代わりの投資話。高齢者のふところが狙われています。

福祉の見守り力を、消費者被害防止にも活かしてください！

「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくには、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等 ★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。
講師派遣期間	平成29年4月1日（土曜日）から 平成30年3月31日（土曜日）まで（土日祝日も実施）
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 （この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。）
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	無料
申込条件	申込者 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、 医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 受講者 原則10人以上
申込受付期間	平成29年4月1日（土曜日）から平成30年3月9日（金曜日）まで 【先着300回】
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京暮らしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。



【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京暮らしWEB>学びたい>出前講座（講師派遣）
>高齢者見守り人材向け出前講座

(http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html)

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL 03-5614-0635（月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>）

【編集兼発行】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

TEL 03-5320-4291、FAX 03-5388-1395